

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

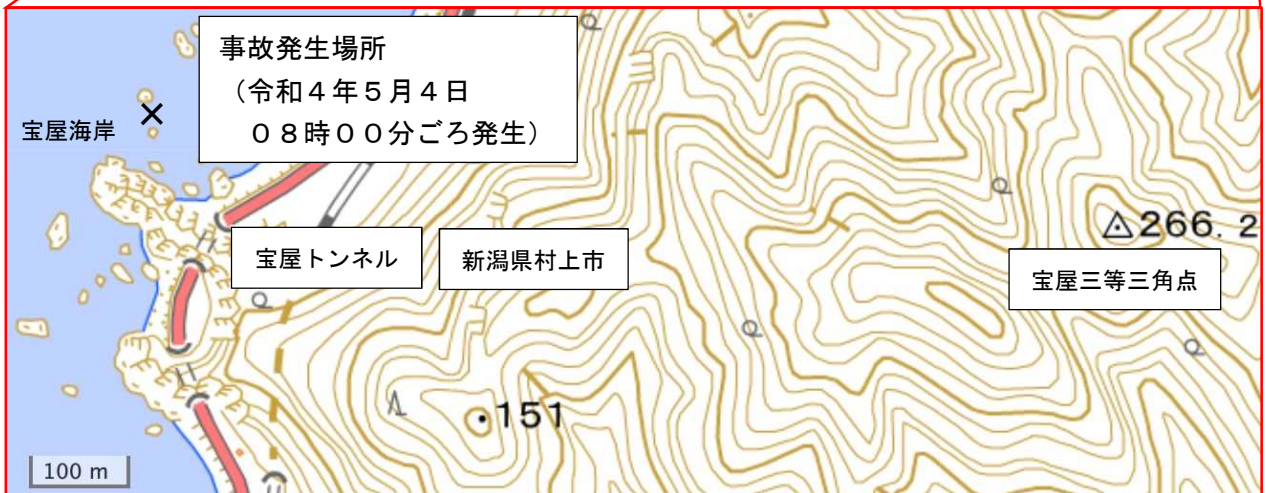
事故種類	乗船者死亡
発生日時	令和4年5月4日 08時00分ごろ（推定）
発生場所	新潟県村上市宝屋海岸 宝屋三等三角点から真方位277° 985m付近 （概位 北緯38° 25.1′ 東経139° 28.0′）
事故の概要	ゴムボート（船名なし）は、オールが折れて漂流中、陸岸に向けて泳ぎ始めた乗船者が溺死した。
事故調査の経過	令和4年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ゴムボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 2.80m×1.26m×0.35m、ポリ塩化ビニル製 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者A 50歳 操縦免許 なし 乗船者B 51歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（乗船者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約12.8℃
事故の経過	本船は、乗船者A及び乗船者Bが乗船し、令和4年5月4日07時45分ごろ、磯釣りの目的で、宝屋海岸から沖合にある岩場に向け、2人でオールを漕いで出航した。 本船は、目的地の岩場に約20mまで接近したところ、南西風によりゴムボートが圧流されそうになったので、乗船者2人は、岩場に渡ることを諦めて帰航することとし、宝屋トンネルの北側の浜を目指して漕走した。 乗船者Aは、途中で自分のオールが折れて漕げなくなってしまったので、漕いでいた乗船者Bを船上に残して海に飛び込み、本船の船尾を両手でつかみ、本船の進路をコントロールするためバタ足で押し始

	<p>めたものの、長靴に海水が入って泳ぎづらく、また、船尾から押すと本船の姿勢が不安定であったので、本船につかまって長靴を脱ぎ、右舷側を移動しながら引き始めた。</p> <p>乗船者Bは、乗船者Aが本船を右舷中央付近で引いていたとき、ボートを捨てて泳いで帰ろうと発言した後、乗船者Aが返事をする前に左舷側から海に飛び込み泳ぎ始めた。</p> <p>乗船者Aは、右舷船首部のロープに腕を通して引きながら、先行して泳いでいく乗船者Bを本船越しに確認した後、休憩しようとする付近の岩場に向かい、岩につかまりながら、乗船者Bの状況を再確認したところ、うつ伏せの状態で動いていないことに気付き、救助しようとする本船を引きながら乗船者Bのもとに向かった。</p> <p>乗船者Aは、乗船者Bのもとへ至り、右手に本船、左手に乗船者Bを引きながら泳ぎ、付近の岩場に引き上げた後、引いてきた本船を放棄し、携帯電話で救助を要請しようとしたものの、2人の携帯電話が共に使用できなかったため、すぐに心肺蘇生を開始した。</p> <p>乗船者Aは、しばらく心肺蘇生を行ったものの、蘇生する気配がなく、また、携帯電話も使用できない状況で心肺蘇生を続けるより救助を依頼した方が良く判断し、陸岸に向けて泳ぎ、付近にいた人に救助を依頼した。</p> <p>乗船者Aは、その後、低体温症に陥り、ドクターヘリで村上市内の病院へ搬送されたが、午後には退院した。</p> <p>本船は、転覆することなく、付近の岩場に漂着し、船内に釣り具等が残されていた。</p> <p>乗船者Bは、付近の岩場で海上保安庁のヘリコプター等の捜索により発見され、機動救難士及び消防潜水士により陸上に搬送され、消防救急隊により死亡が確認された後、08時00分ごろ、溺死したものと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生状況図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗船者A及び乗船者Bは、共に救命胴衣及び膝下の長靴を着用していた。</p> <p>乗船者Aは、本事故発生場所付近で約20年前から磯釣りやシュノーケリングを行っていたので、同場所については熟知していた。</p> <p>乗船者Aは、平成30年に本船を友人と共に購入し、その頃から、乗船者Bも加わって、今回を含めて計3回、ゴールデンウィークに本事故発生場所付近の岩場に本船で渡り、磯釣りを行っていた。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、出航前に、インターネットの天気予報及び海上模様を確認し、風があるものの、波は高くないので、出航することができるだろうと判断した。</p> <p>乗船者Aは、宿泊先を出発した時刻から推定して乗船者Bが泳ぎ始</p>

	<p>めた時刻が07時55分ごろで、うつ伏せの状態で見えているところを発見した時刻が08時00分ごろと思った。</p> <p>乗船者Aは、最後に乗船者Bが泳いでいるのを認めてからうつ伏せの状態で見えているのを確認するまでの時間が約1分間であると思った。</p> <p>乗船者Aの携帯電話は、防水防塵仕様であったが、使用できなかった。</p> <p>乗船者Aの携帯電話の取扱説明書には、防水及び防塵性能の注意として、実際の使用にあたって、すべての状況での動作を保証するものではない旨が記載されていた。</p> <p>乗船者Bは、岩場に引き上げられた際、救命胴衣を着用していたものの、膝下の長靴の片方が脱げていた。</p> <p>乗船者Bの家族によると、乗船者Bは、持病等はなく、健康状態も良好で泳力も十分にあり、着用していた長靴は後ろにファスナーがついていた。</p> <p>海上保安庁から乗船者Aに返還されたオールは、折れたオールの手元側だけで、乗船者Bが使用していたオールはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>乗船者Bの死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、宝屋海岸において、オールが折れて漂流中、乗船者Bが、救命胴衣及び長靴を着用した状態で陸岸に向かって泳ぎ始めた後、溺死したものと考えられるが、目撃者がいないことから、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者Bは、本事故後、乗船者Aが使用していた折れたオールの手元側だけが海上保安庁から乗船者Aに返還され、乗船者Bのオールが返還されなかったことから、漕走中、オールが流失するなどして泳ぎ始めた可能性があるものと考えられる。</p> <p>乗船者Bは、岩場に引き上げられた際、長靴を片足だけ着用していたことから、途中、長靴を脱ごうとしたか、片足だけ脱げたものと考えられる。</p> <p>乗船者Bが長靴を着用していたことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宝屋海岸において、オールが折れて漂流中、乗船者Bが、救命胴衣及び長靴を着用した状態で陸岸に向かって泳ぎ始めた後、溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

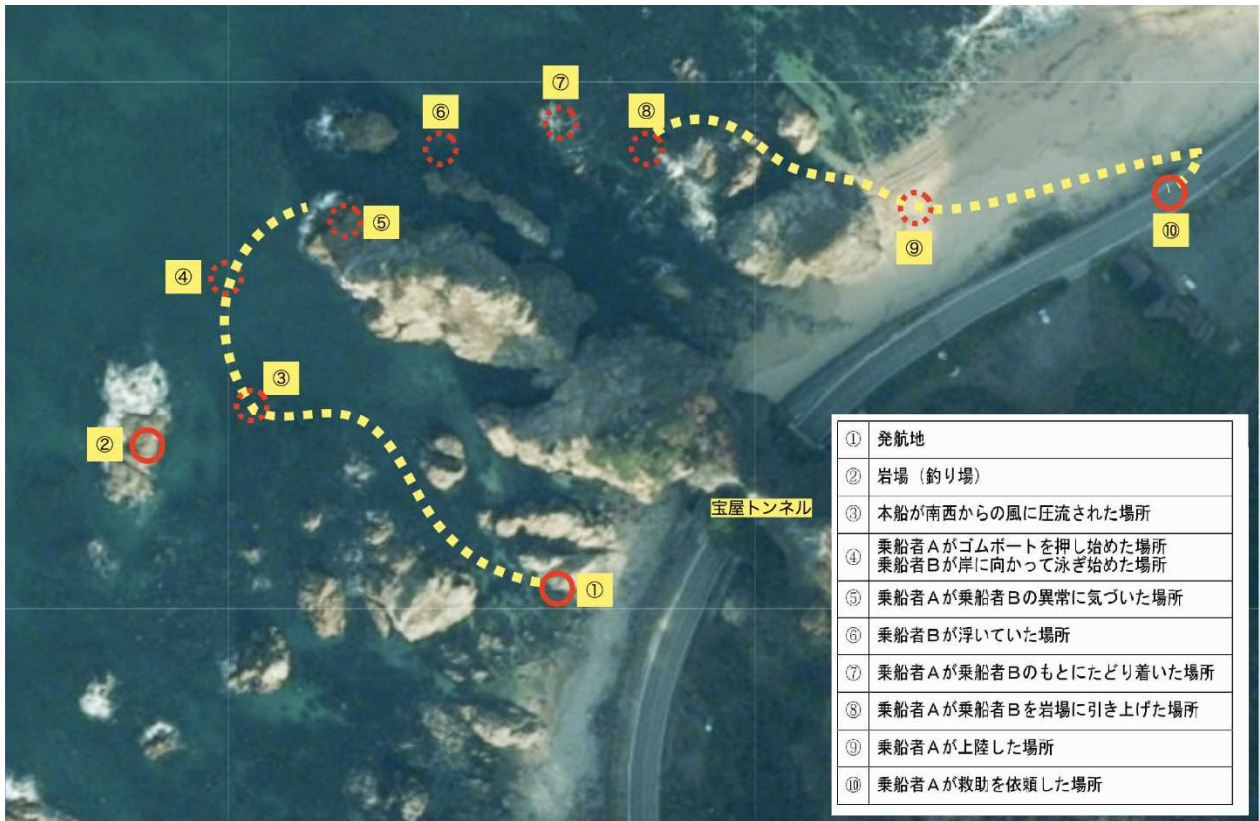
- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・長靴を履いた状態で泳がないこと。・携帯電話は、防水防塵仕様であっても、使用できないことがあるので、防水ケースに入れることが望ましい。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院ホームページ 地理院地図（電子国土web）使用

付図2 事故発生状況図



国土地理院ホームページ 地理院地図（電子国土 web）使用

写真1 本船

